

【機密性 2】

J・NET回線及び機器の提供等（令和5年度開始分）に係る情報提供依頼書（RFI）

令和4年7月

最高裁判所事務総局情報政策課

目 次

1	依頼件名	1
2	依頼の背景・目的	1
3	対象	2
4	情報提供後想定されるスケジュール	2
5	依頼期間	2
6	情報提供を求める内容	2
7	情報提供手順等	4
8	情報提供のための質問	6
9	本件担当部署	7
10	留意事項	7

別紙 1 機密保持誓約書

別紙 2 機密保持誓約書に係る遵守状況報告書

別紙 3 参考資料の消去に関するご報告

1 依頼件名

J・NET回線及び機器の提供等（令和5年度開始分）に係る情報提供依頼

2 依頼の背景・目的

(1) 現行の司法情報通信システム（以下「J・NET」という。）の回線の状況について

参考資料1記載のとおり

(2) 現行のJ・NET回線に関する当裁判所の課題

参考資料2別紙1中「J・NETネットワーク課題（最高裁判所からの受理資料抜粋）」欄記載のとおり

(3) 依頼の目的

現行のJ・NET回線は、最高裁判所、データセンタ及び下級裁判所等の間をWAN回線により接続した上、同回線網から直接インターネットへの通信をするための通信経路を設け、裁判所全体のネットワーク化を実現している。

今後、各種裁判事務手続のIT化に伴い、ウェブ会議の増加やクラウド上のシステムの利用など、インターネット回線を利用した業務・事務支援システムが拡大し、通信量が増大していくことが想定されており、次期J・NETに対しては、可用性は維持した上で、各拠点の通信帯域や通信の可視化など性能面・機能面を充実させる必要がある一方、移行スケジュールや費用面にも配慮した最適な構成の実現が求められている。

次期J・NET回線について、参考資料2記載の検討過程を経て、構成を異にするネットワーク構成候補3案（以下「3案」という。）の比較・検討が進められているところであり、最適な構成の実現を可能にするための情報提供依頼を行う。

(4) 課題解決の方策・方向性（要件候補対応一覧）

参考資料 2 記載のとおり

3 対象

裁判所の閉域ネットワークを構成する 3 案(参考資料 2 の 69 頁「第 14」参照) それぞれについて、各ネットワーク構成を実現するための回線及び機器

4 情報提供後想定されるスケジュール

(1) 予算要求

令和 4 年 2 月から同年 8 月頃

(2) 入札公告

令和 4 年 1 0 月頃

(3) 予算化に基づく調達（契約締結）

令和 5 年 4 月以降

5 依頼期間

令和 4 年 7 月 6 日（水）から同月 2 9 日（金）まで

6 情報提供を求める内容

(1) 貴社に関する情報

「会社名」、「組織名」、「所在地」、「担当者名」、「連絡先」、「全省庁統一資格」※、「その他特に当裁判所に伝えたい事項」

※本件情報提供を行うための要件に全省庁統一資格の保持を求めるものではない。

(2) 上記 3 に関する技術情報

(3) 現行の J・NET 回線の状況を踏まえ、各技術等を導入する上で障壁になると思われる事項

(4) 調達単位に関する情報

J・NET 回線及び機器の提供等（令和 5 年度開始分）の調達（以

下「本調達」という。)では、ネットワーク回線及びW A N機器を一括調達することを想定している。一括調達により、導入段階及び運用段階のいずれにおいても一元管理によるメリット(工数削減、設計ミスの低減、一括監視等)が期待できると考えられるが、それ以上のコストメリットが期待できる場合には、分割調達を排除するものではない。

上記方針を前提に、一括調達の妥当性・留意点について、貴社の意見及びその理由に関する情報提供をお願いしたい。

(5) 条件の緩和に関する意見

次期 J・N E T回線について、参考資料 2 記載の 3 案のうちいずれかの構成を本調達において実現する場合に、貴社が応札するに当たり条件の緩和が必要と考える内容があれば、貴社の意見及びその理由について情報提供をお願いしたい。

(6) 短期間で環境構築を行うための工夫に関する情報

参考資料 2 記載の次期 J・N E T回線導入スケジュールを前提に、短期間で効率的に次期 J・N E T回線の導入を実施するための工夫や技術情報について、貴社の意見及びその理由に関する情報提供をお願いしたい。

(7) 中立性に関する情報

次期 J・N E T回線について、参考資料 2 記載の 3 案のうちいずれかの構成を本調達において実現する場合に、技術的又は構成を実現するための製品の導入に際し、対応が難しい事項がある場合には、該当箇所及びその理由について情報提供をお願いしたい。

特に、S D-W A N機器を一部拠点に導入するという構成案を採用した場合の応札の可能性や、応札が難しいと考える場合にはその理由についても併せて情報提供をお願いしたい。

(8) 参考資料 2 記載の現行の J・N E T回線に関する当裁判所の課題を

解決するために有益と考えられる情報。なお、3案とは異なる案を提案いただく場合には、参考資料2別紙1の要件候補一覧の中で採用しなかった要件候補について明示されたい。

7 情報提供手順等

情報提供に際しての手順等については、以下のとおり

(1) 参考資料の内容及び確認方法

ア 参考資料

参考資料1 現行J・NET回線契約の仕様書別紙1「ネットワーク要件」

現行J・NET回線契約の詳細設計書

参考資料2 調査・分析結果概要

イ 交付方法及び場所

参考資料の確認を希望する場合は、令和4年7月6日（水）から令和4年7月25日（月）までに、下記9記載の本件担当部署宛てに連絡の上、窓口にて電磁的記録媒体の交付を受けること。

交付を受ける際は、別紙1「機密保持誓約書」を提出すること。

なお、提出書面に不備等がある場合は、参考資料を交付しないことがある。

ウ 返却方法

令和4年7月29日（金）までに、本件担当部署窓口において電磁的記録媒体を返却すること。

返却の際には、別紙2「機密保持誓約書に係る遵守状況報告書」及び別紙3「参考資料の消去に関するご報告」を提出すること。

(2) 情報提供手順等

ア 提供期限

令和4年7月29日（金）午後5時

イ 提供先

下記 9 記載の本件担当部署

ウ 提供方法

窓口にて紙媒体及び電磁的記録媒体をそれぞれ持参すること。

エ 提出部数

紙媒体 3 部

電磁的記録媒体 1 部

(3) 情報提供に係る留意事項

ア 書式等

(ア) 紙媒体によるもの

用紙の規格は、日本産業企画（J I S P O 1 3 8）A 列 4 番を原則とする。ただし、図表等を用いる場合は、必要に応じて A 列 3 番を用いることもできる。また、用紙の向きは縦置き、文字の記載方向は横書き、用紙の綴じ方は左綴じ、1 列の文字数は 4 0 文字以内、1 頁の行数は 3 5 行以内、文字のポイント数は 1 1 ポイント以上とする。ただし、図表等を用いる場合や見やすさの観点から必要な場合は、この限りではない。

なお、各書面は 2 穴パンチによる編てつとするため、左余白 3 センチメートルを空けること。

(イ) 電磁的記録媒体によるもの

電磁的記録媒体の記録方式は、MicrosoftWindows10 Pro において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

a Microsoft Office Word 2016（64 ビット版）

b Microsoft Office Excel 2016（64 ビット版）

c Microsoft Office PowerPoint 2016（64 ビット版）

d Adobe Acrobat Reader DC

なお、書面及び図表等の電子データのファイルは、簡潔で一義的に理解できる体系的なファイル名とし、PDFファイル化できるものについては、PDFファイルに変換し、変換元のファイルも添付すること。

イ 本件情報提供による影響

提供された情報は今後の検討の参考にのみ用いるものとし、次期J・NET回線の構成や本調達における要求仕様は、情報提供の有無及びその内容にかかわらず、当裁判所が決定する。

ウ 情報提供の目録について

提供する情報について、どの項目についての情報提供なのかが明らかになるような、対応一覧表を添付すること。

エ その他

情報提供を求める内容のうち、一部についての情報提供でも可とする。

8 情報提供のための質問

質問手順等は、以下のとおり

(1) 質問期限

令和4年7月25日（月）午後5時

(2) 質問先

下記9記載の本件担当部署

(3) 質問方法

メールにより質問すること。

なお、質問の様式は問わないが、メールの件名に「【J・NET回線及び機器の提供等（令和5年度開始分）に係る情報提供のための質問】」と記載すること。

9 本件担当部署

最高裁判所事務総局情報政策課情報セキュリティ室デジタル基盤第三

係（担当：^{みやぎしま}宮城島、^{おおつぼ}大坪）

住所 〒102-8651

東京都千代田区隼町4-2

電話番号 03-4233-5120（内線3226）

メール jyousei@courts.jp

10 留意事項

本依頼における留意事項は以下のとおり

- (1) 本件情報提供により、以降の調達参加時の評価等に影響はない。
- (2) 情報提供に係る一切の費用は、全て情報提供者の負担とする。
- (3) 本依頼により提出された情報等は、以下のとおり取り扱う。

ア 情報等の返却及び情報等に対する回答は、いずれもしない。

イ 情報等は、本件検討のみに使用する。

なお、情報等に関し、ヒアリング又は補足資料の提出を求める場合があるので、当裁判所の指示に従って速やかにこれに応じること。

ウ 情報等は、当裁判所のみが閲覧することとし、それ以外の第三者に対して情報提供者に無断で開示することはない。

- (4) 本依頼において当裁判所との間で共有する全ての情報につき、本依頼以外の目的による使用及び第三者への開示・遺漏を禁止する。

以上